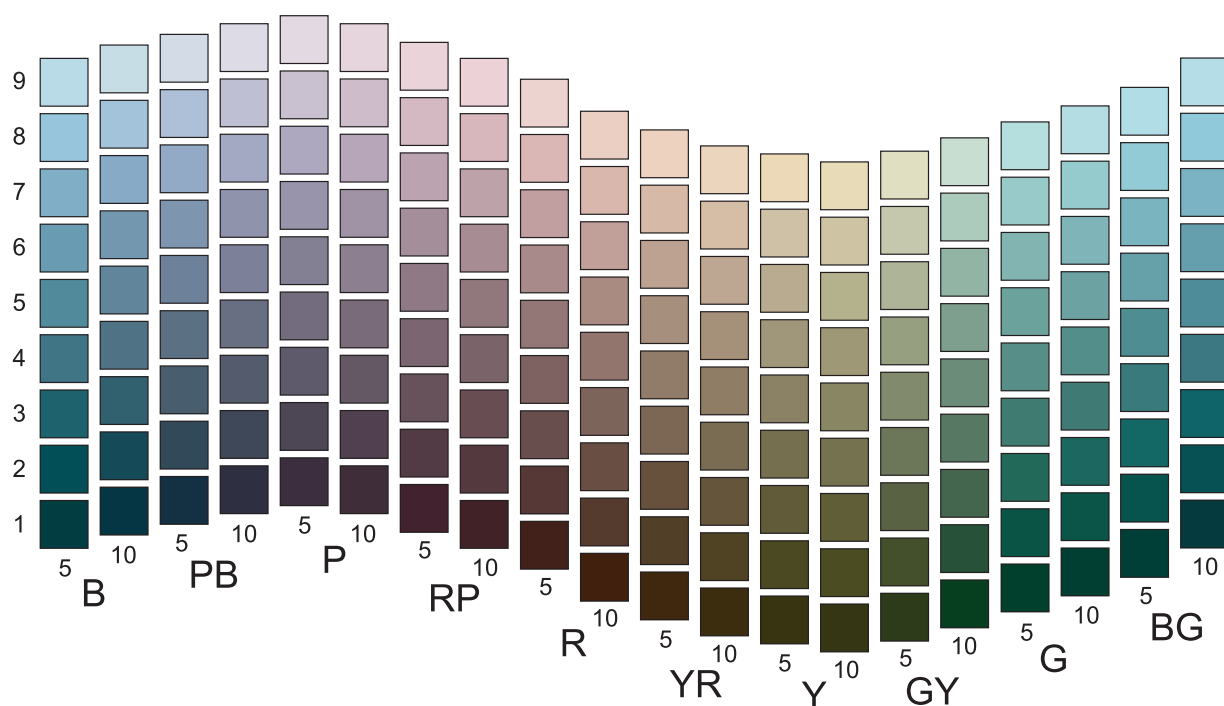


佐世保市色彩ガイドライン

『地域環境を活かした 市民協働の景観まちづくり』を目指して



お問い合わせ

佐世保市役所 都市整備部 まち整備課

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

TEL : 0956-24-1111 FAX : 0956-25-9678

E-mail : machis@city.sasebo.lg.jp

HP : <http://www.city.sasebo.lg.jp/machizukuri/kekan/index.html>

色彩ガイドラインの活用にあたって

●はじめに

本ガイドラインは、景観法に基づく「佐世保市景観計画」の景観形成基準のうち建築物・工作物の色彩に関する事項について、色彩の基本的な考え方、配慮事項を示しており、佐世保市景観条例に定められた届出対象行為の協議の指針としての役割を担います。

また、本ガイドラインは届出対象となる建築物・工作物だけでなく、一般の住宅の色彩を検討する際にも活用いただける内容となっています。

●色彩計画と届出手続きの流れ

届出対象行為を行う場合、佐世保市では、佐世保市景観条例に基づく「事前協議」と景観法に基づく「届出」の2段階の手続きが必要になります。

建築物等の計画の初期段階

- 現況調査・周辺の色相傾向を把握
- 外観の基調色が「基準値」となるよう配色し、その際できるだけ「推奨色」となるよう配慮する。
- 色彩ガイドラインでチェック



色彩の基礎知識

<マンセル表色系とは>

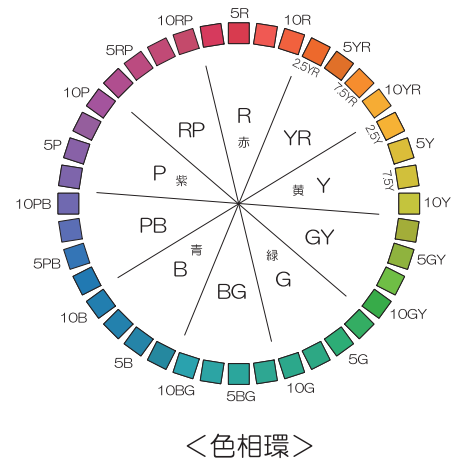
マンセル表色系とは、アメリカの画家マンセル (Albert.H.Munsell: 1858-1918) が色を系統的に整理するために創案した体系で、これをアメリカ光学会 (OSA) が CIE システムにしたがって修正したものが、修正マンセル表色系です。

日本でも測色管理に結びつく色体系として工業規格に取り上げられ、JIS Z 8721 (色の表示方法—三属性による表示) となっています。

マンセル表色系は、色相 (Hue) ・ 明度 (Value) ・ 彩度 (Chroma) の三つの属性を、H (色相) ・ V (明度) ・ C (彩度) の順に記号化して表します。

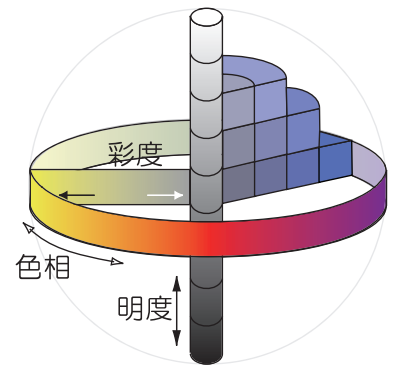
①色相 (Hue)

色みの種類を表す尺度を色相といい、マンセル表色系では、R (赤)・Y (黄)・G (緑)・B (青)・P (紫) の5主用色相に、それぞれの中間のYR・GY・BG・PB・RP を挿入した計10色相で表します。さらに、それぞれを1～10の値で10分割し、全100色相を環状に循環させてならべ色相環 (Color Circle) とします。色相を表すには1R、2R、3R…8R、9R、10Rのように数字を先に示します。1RはRPに近い色相、10RはYRに近い色相であり、それぞれの色相の代表色は中間の5の位置となります。色味のない無彩色はN (ニュートラル) と表記します。



②明度 (Value)

明るさを表す尺度を明度といい、0～10の数字で表します。理想的な黒 (光を全部吸収する) を0、理想的な白 (光を全部反射する) を10とし、その間の明るさの段階を、感覚の差が等間隔になるように分割して、10/、9/、8/…の記号で表します。



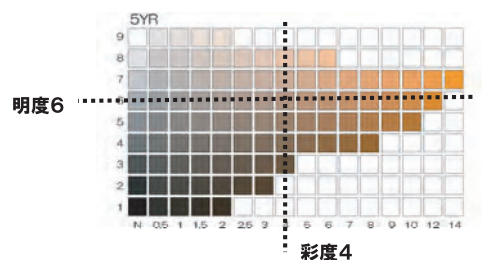
③彩度 (Chroma)

鮮やかさを表す尺度を彩度といい、色みのない無彩色を0とし、鮮やかさの度合いの増加にしたがって等歩度に数値が大きくなり、/1、/2、/3…の記号で表します。

※マンセル値

この方法による色の表示は、色相・明度・彩度の順で、例えば色相5YR、明度6、彩度4ならば、5YR 6/4と表し、「5ワイアール6の4」と読みます。

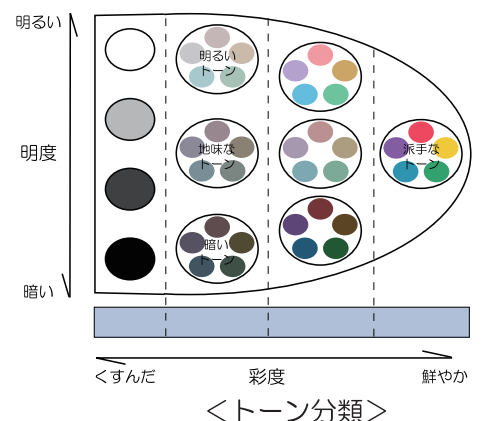
また、無彩色は明度を示す数字にNを付加して、例えばN6というように表します。



④トーン (Tone)

色彩の明度と彩度の組み合わせをトーンとしてあらわします。

トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など色が与える印象と深く関わっています。



景観まちづくりの基本的な考え方

●景観形成の目標と方針

市民・事業者・行政が協働し、取り組む景観形成の「目標」と「基本方針」を次のように設定します。

<目標>

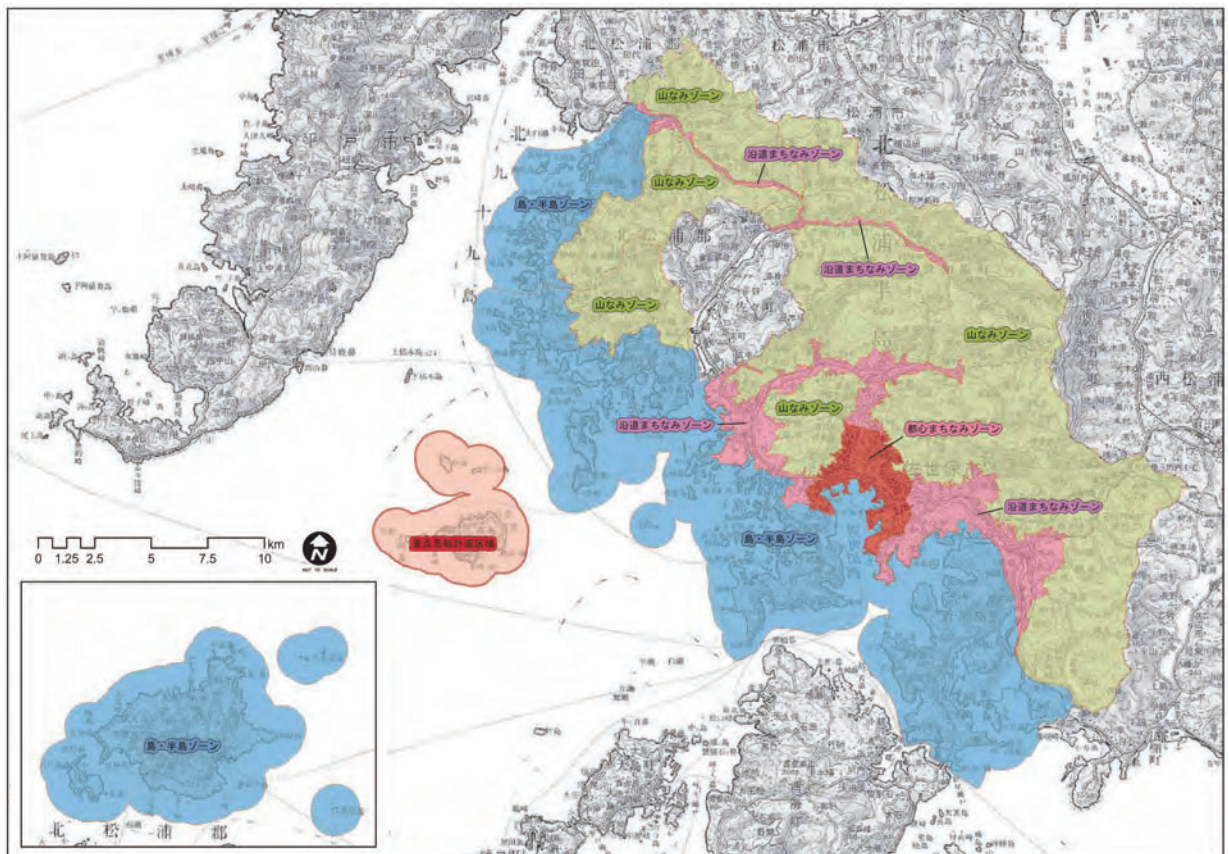
- (1) 海と山の豊かな自然に育まれて培われてきた地域環境を活かした個性ある景観づくり
- (2) 観光交流の拡大により地域社会の活力を促す景観づくり
- (3) 市民・事業者・行政の協働による持続可能な景観づくり

<基本方針>

- (1) 海・山・まちのまとまりやつながりを高め、特性を活かす景観形成を推進します。
- (2) 海・山・まちの一体性が感じられる景観形成を進めます。
- (3) 佐世保を代表する観光資源を保全・創造し、観光振興につなげる景観形成を推進します。
- (4) 海と陸の玄関にふさわしい顔づくりを推進します。
- (5) 地域のまちづくりと連携した景観形成を推進します。
- (6) 人づくりと仕組みづくりにより協働による景観形成を推進します。

●景観計画区域と地区別の景観形成

佐世保市の景観計画の区域は、佐世保市全域とします。また、地域環境に応じた緩やかな景観誘導を進め、全市域の景観の底上げを図るため、景観計画区域を基本方針編で設定する4つのゾーンに合わせて区分します。



●ゾーン別の景観形成方針

(1) 島・半島ゾーン

○九十九島等の眺望が守られ、海と半島の緑に溶け込む自然と田園景観の保全

<配慮事項>

○海や樹林の自然の色と調和が図れる低彩度の色彩とする。

(2) 山なみゾーン

○山並みの自然や茶畑、棚田などの田園景観の中に溶け込む集落や、幹線道路沿道のまちなみによる自然と田園景観の保全

<配慮事項>

○自然景観と調和する低彩度色とする。

(3) 都心まちなみゾーン

○山並みと海への眺望により身近に自然が感じられ、佐世保の玄関にふさわしい活気と賑わいのあるまちなみ景観の保全・創造

<配慮事項>

○建築物の色彩は、周辺の自然やまちなみと調和が図れるよう、低彩度色を基本とする。

○佐世保駅周辺の建築物の色彩は、アースカラーを基本に調和させる。

○企業のイメージカラーで派手なものは、アクセントカラーとして用いるなど工夫する。

(4) 沿道まちなみゾーン

○山並みの緑や田園が背景に、まとまりが感じられる沿道のまちなみ景観の創造・育成

<配慮事項>

○建築物の色は、派手な色彩を用いず、まちなみの統一感を形成する。

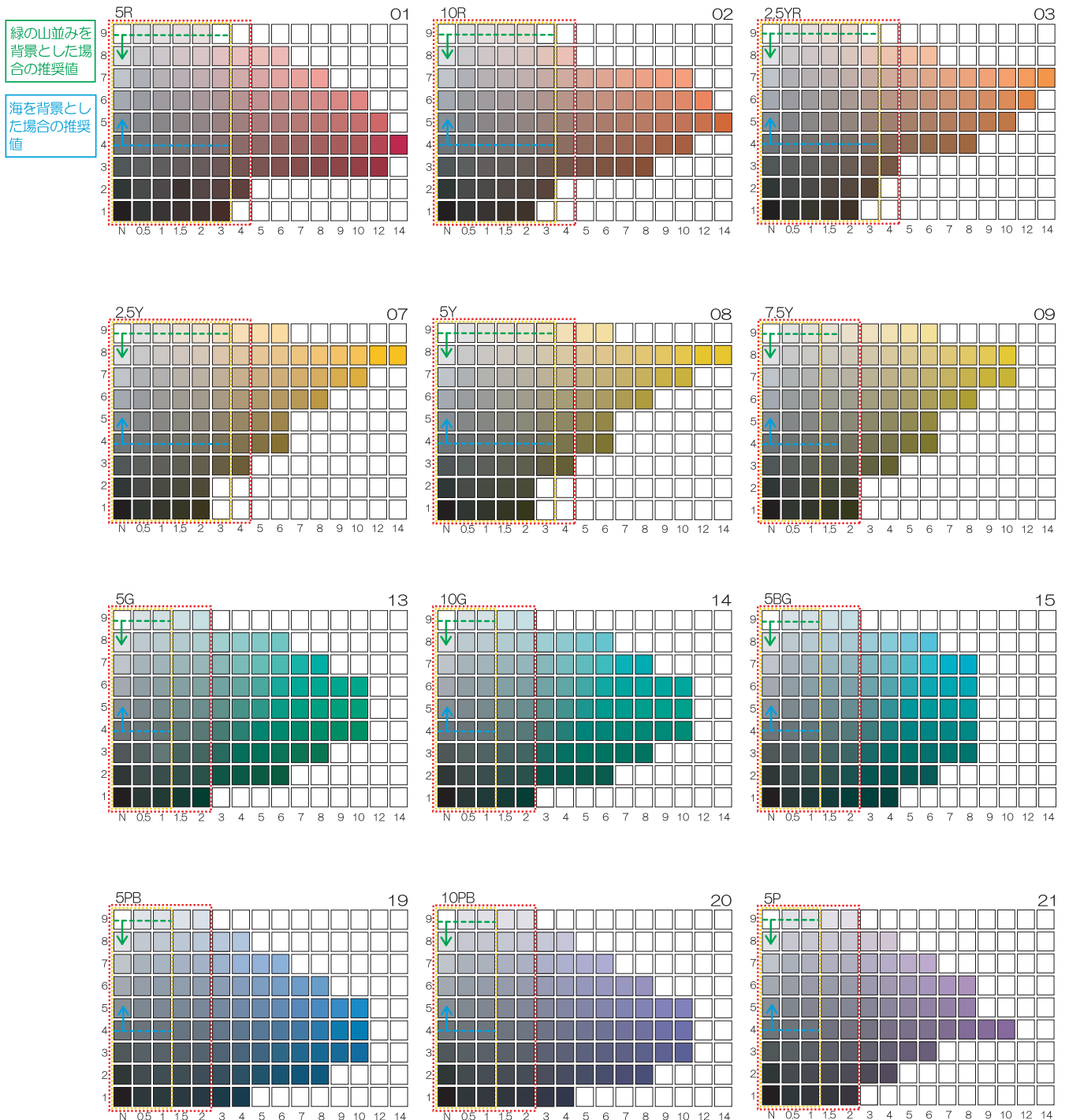
○企業のイメージカラーで派手なものなどは、アクセントカラーとして用いるなどの工夫をする。

● 色彩基準

色彩景観計画は、建築物の建築、工作物の建設、又は、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。

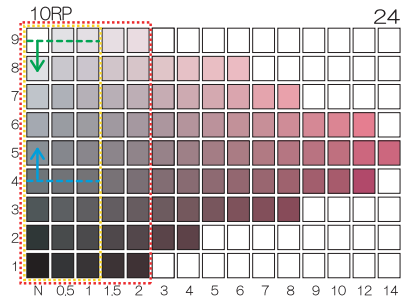
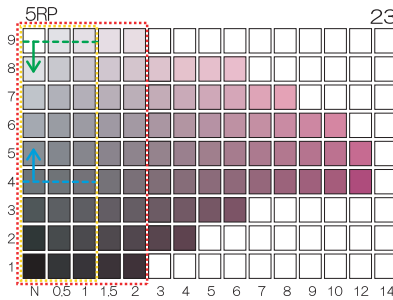
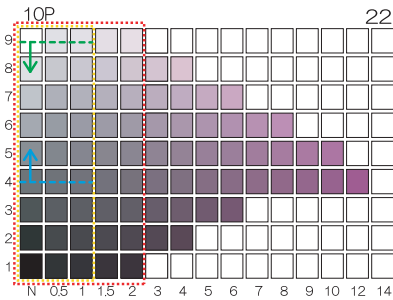
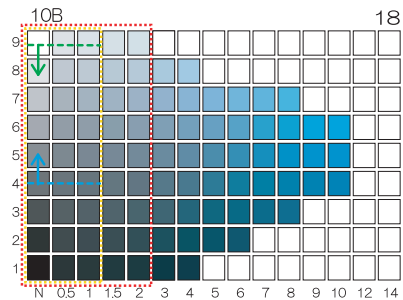
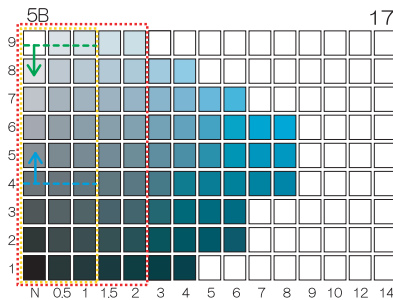
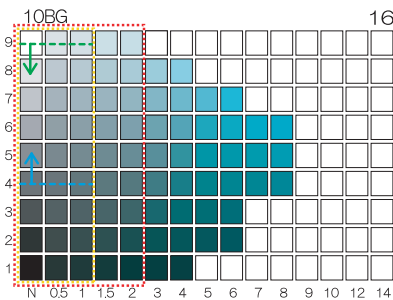
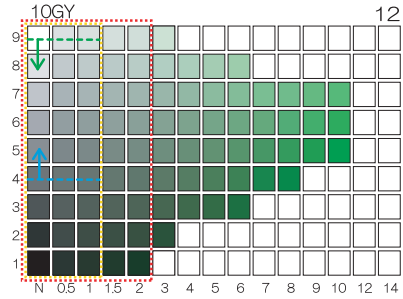
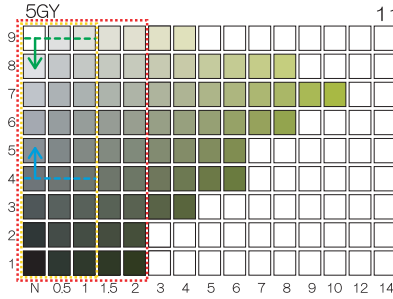
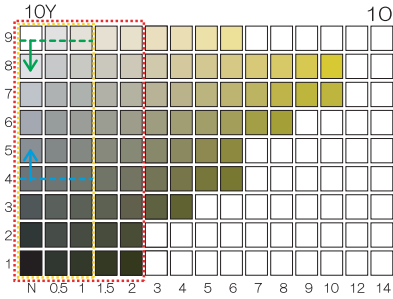
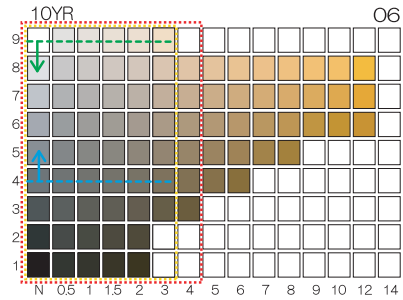
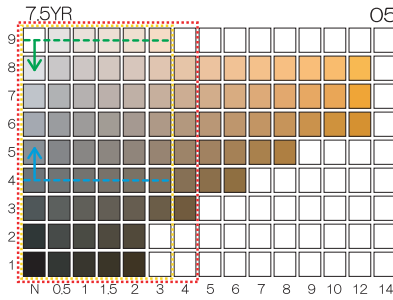
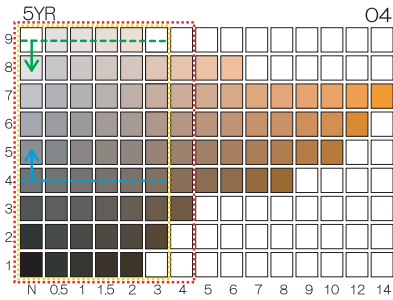
下図は、その参考図として示すもので、各色相の点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。

下図は印刷によるもので正確な色でないため、実際の色は色票により確認して下さい。





..... 都心まちなみゾーン、沿道まちなみゾーン / 山なみゾーン、島・半島ゾーン



●基本的な考え方

■周辺の色彩を把握し、まとまりの感じられる雰囲気をもたせる

ひとつの建築物や工作物だけが目立つ景観よりも、まちなみ全体にまとまりのある雰囲気が感じられるまちなみを目指します。

周辺の建物の色彩と関連性をもたせ、まとまりあるまちなみの創出に配慮します。

■建築物等が立地する場所や用途にふさわしい色彩を考える

まちなみには田園集落地や住宅地や商業地、工業地などがあり、それぞれに用いられる色彩が異なります。商業地では周囲になじんでいた色彩が、田園集落地や住宅地では派手に感じられる場合もあります。建物の立地や用途を考慮し、商業地では適度なにぎわいをもたせ、田園集落地や住宅地では落ち着きが得られるように、工業地では機能的で親しみやすくなるよう配慮します。

■見慣れた色をいかし、騒色を避ける

建物には昔から使われてきた色彩があります。日本では、木材や石材、砂や土など建材として用いられてきた自然素材の色が多用され、建材が多様化した今日でも基本色となっています。建物の色彩はこうした見慣れた色を基本に考え、騒色といわれるような派手な色彩は避けるよう配慮します。

■建物の規模や形態に合った色彩を考える

色彩は面積が大きくなればなるほど、派手な色はより派手に感じられます。建物の色彩は、小さなカラーチップだけでなく、周囲の建物など参考にして、慎重な選択に配慮します。

■調和しやすい色彩の組み合わせを考える

色彩には調和しやすい組み合わせがあります。一般の建物は、外壁や家屋、サッシなどの色彩を同じ色相でそろえると違和感のない配色になります。また、周囲のまちなみと調和させるためには、まちなみを構成する建物の基調色を類似色で組み合わせたり、色相やトーンをそろえるなどの方法が効果的です。

■直接的なイメージでの使用は避ける

水の「青」や木の葉の「緑」、特産品の持つ色など、直接的なイメージで色彩を選ばないよう配慮します。

■経年変化に配慮し、耐久性にすぐれた色彩を考える

一般的に派手な色彩やパステルカラーは退色しやすく汚れが目立ちやすいといわれています。そのため、経年変化や汚れに強い低彩度色を基本に選択し、必要に応じてメンテナンスを行うことが必要です。

● 配慮事項

【周辺のまちなみや背景の山並み、周辺の自然環境と調和が図れる色彩を用いましょう】

都心まちなみゾーンや沿道まちなみゾーンの市街地では周辺のまちなみと同程度の彩度を基調とすると、周辺と調和して見えます。

山並みゾーンや島・半島ゾーンの自然地では、木々の緑よりも彩度の低い色彩を基調とすると、周辺と調和して見えます。

また、明るめの色彩の建物が集積している場所や、明るい空や海が背景となる海浜部では全体的に明るめの色彩、やや暗めの樹木や山なみが背景となる山間部では全体的に明るさを抑えた色彩を基調にすると、周辺と調和して見えます。

<市街地での建物と周辺の対比イメージ>

高明度・低彩度の建物が多い佐世保市の市街地では、低明度・高彩度の色彩にするとまちなみから浮いて見えます。

低彩度の色彩にすると、周辺のまちなみと調和して見えます。



<自然地での建物と周辺の対比イメージ>

山なみなど自然の色彩は、普段イメージしている以上に明度、彩度ともに低いものです。そのため、緑地内や背景が緑地の建物は、高明度・高彩度の色彩にすると周辺から浮いて見えます。

低明度の色彩にすると、周辺の自然と調和して見えます。



【建築色として見慣れた色彩を用いましょう】

日本の家屋に伝統的に用いられてきた建材（自然素材等）の多くは、N（無彩色）系、YR（黄赤）系、Y（黄）系の色相を中心に構成されています。

また、汚れやすく変色しやすい屋根には、明るさや鮮やかさを抑えた色彩や無彩色が一般的に多く用いられています。

こうした普段から見慣れている色彩を用いることにより、周辺と調和した外観とすることができます。

〈見慣れた色彩を用いた場合のイメージ〉

壁面や屋根に、建築色として見慣れた色彩を用いた場合、周辺との調和を図りやすくなります。逆に、それ以外の色彩を用いる場合は、周辺の色彩との関係や明度・彩度等について、周辺と違和感を生じないように特に注意が必要です。



【地域の特色に合った色彩を用いましょう】

「基準値」の範囲内でも、地域ごとの特色に合った色彩景観を積極的に守り、育てていくため、下記のような「推奨色」を用いることが望まれます。

この他にも、地域のテーマカラーが決められている場合や、周辺の色彩景観に特色がある場合には、その都度当該地域の特色に応じた色彩を選択することが必要となります。

〈地域ごとの基準色及び推奨色〉

地域の基調となっている色彩、地域のイメージを形成している色彩等から設定しています。

類 型		基準色及び推奨色
自然地	島・半島ゾーン	（屋根や建築物の上部）無彩色を推奨する。 （基調色）色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下とする。 その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。 背景が海となる場合は、明度は 4 以上を推奨する。 背景が緑や山なみとなる場合は、明度は 9 以下を推奨する。
	山なみゾーン	（屋根や建築物の上部）無彩色を推奨する。 （基調色）色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下とする。 その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。 背景が緑や山なみとなる場合は、明度は 9 以下を推奨する。
市街地	都心まちなみゾーン 沿道まちなみゾーン	（屋根や建築物の上部）無彩色を推奨する。 （基調色）色相 R～5Y の場合、彩度 4 以下とする。 その他の色彩の場合、彩度 2 以下とする。

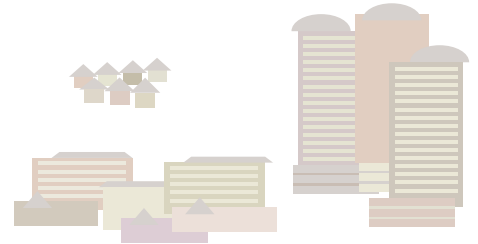
【まちなみの調和が図りやすい色彩の組み合わせとしましょう】

隣り合う建物の色彩に連続性をもたせることにより、まちなみにまとまりと落ち着きをもたらすことができます。建物の色彩調和の場合は、次の3通りが基本となります。このように、隣り合う建物が似た色を使ったり、色彩やトーンをそろえたりするなど、色彩の調和のとれたまちなみとなるような配慮が必要です。

類似色調和（よく似た色を使った配色）

統一感のある配色となります。

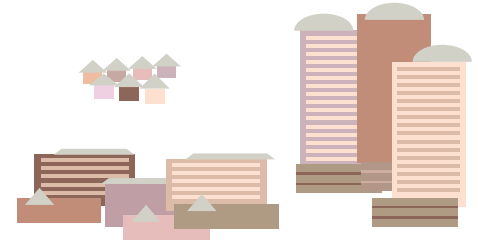
例) 色相：10R~10Y 明度：7~9 彩度：0.5~2



色相調和（色相をそろえトーンに変化をつけた配色）

木や土等の自然素材を用いた日本の伝統的な家屋の多くは、暖色系色相による色相調和型の配色となっています。

例) 色相：2.5R~5YR 明度：自由 彩度：0.5~6



トーン調和（トーンをそろえ色相に変化をつけた配色）

隣り合う建物の色彩を穏やかなトーンでそろえ、色相に変化をもたせると、落ち着いたなかにも華やかさのあるまちなみとすることができます。

例) 色相：自由 明度：8以上 彩度：0.5~2

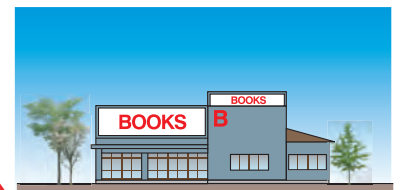


【アクセントカラーは、小さな面積で、低層部に使いましょう】

＜アクセントカラーの使い方＞

- なるべく小面積や、ラインでの使用に配慮する。
- 屋上広告物など大面積の場合は、図（ベースの色）と地の関係に配慮する。
- 低層部に集め、ある程度の賑やかさは演出する。
- 外壁基調色と類似色相か補色を使用する。
- 地域固有のテーマカラーがある場合は、地域全体で色相やトーンの調和を図る。

- ・大面積で彩度の高い屋上広告物の色彩を、図と地の関係を反転させて、けばけばしさを軽減させています。
- ・高彩度の壁面の色彩を同じ色相の中彩度色に変更し、イメージを継承しながらも落ち着いた外観にしています。



- ・屋上や壁面に使用されている色相の異なる高彩度の色彩を、低層部に集めるとともに、テーマカラーを設定し、まちなみとして落ち着いた景観としながらも、商店街としての賑わいを演出しています。



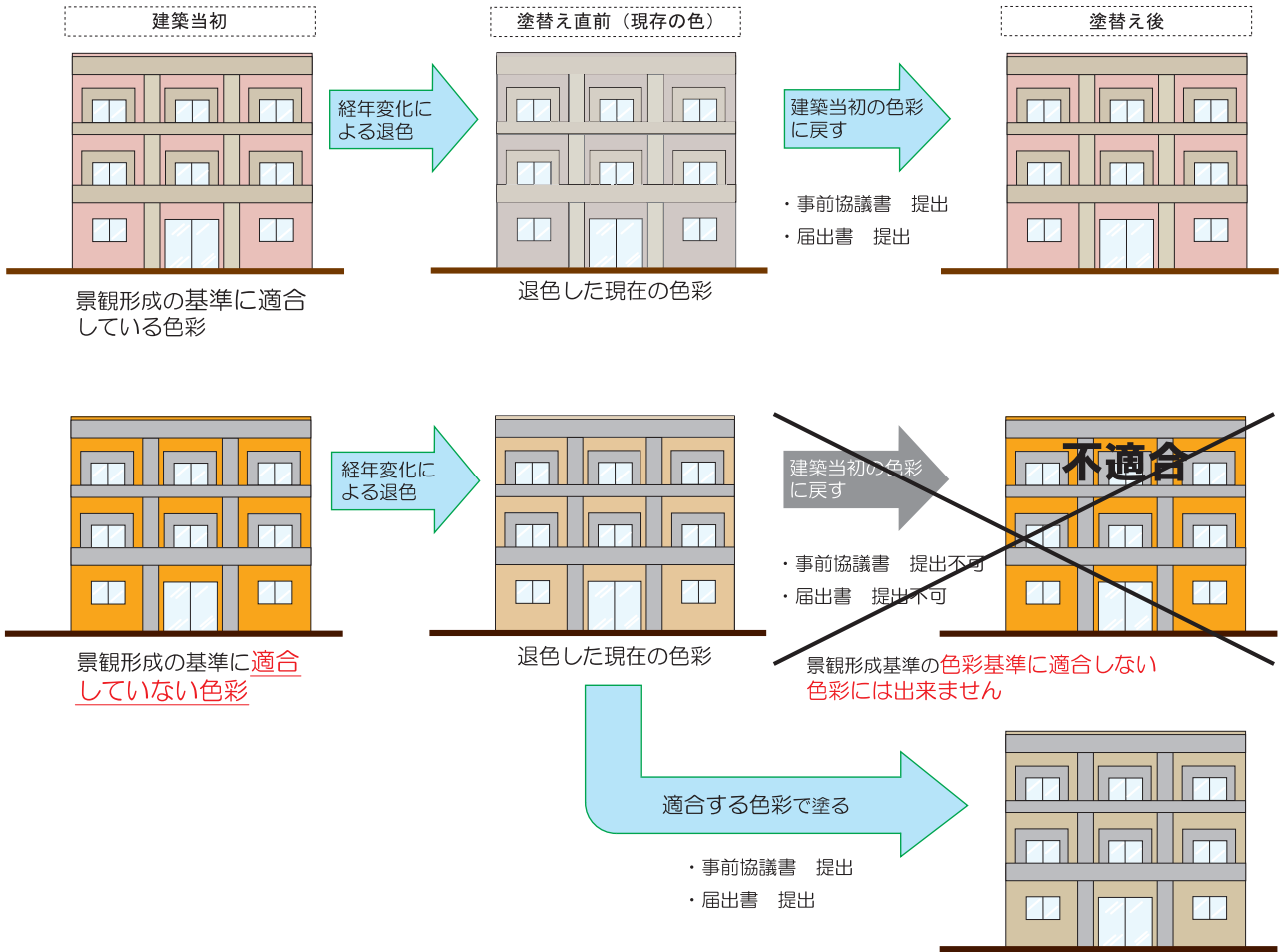
届出の対象行為について

◆届出対象建築物（景観法第16条第1項1号）

高さが10m（商業地域の場合15m）を超える建築物又は、延べ床面積が1,000㎡を越える建築物の新築、増築、改築、移転、及び外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更*1）を行う場合

●色彩の変更*1：新築当初と全く同じ塗料を使用しても『色彩の変更』となり届出が必要です。

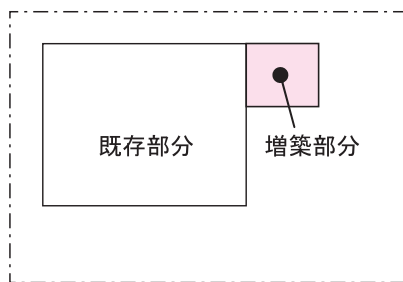
『色彩の変更』とは、行為の直前の外観と行為後の外観が異なることを指します。外壁の塗替え等の行為を行うことは、塗替え直前の色彩を「建築当初の色彩に戻す」、若しくは「別の色彩に変えること」が目的となるので、同じ色の塗料、異なる色の塗料、いずれの場合も色彩の変更にあたり届出対象となります。



◆届出対象外

- ① 増築、改築：その部分の延べ面積の合計が10㎡以下となるもの。
- ② 修繕、模様替え、色彩の変更*1：外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下又は5分の1以下となるもの。

①【増築、改築】



増築部分の延床面積 ≤ 10㎡

②【修繕、模様替え、色彩の変更】

